

このご案内は国の修学支援新制度（授業料等の減免）に関するものです。対象者については以下に記載しています。本学独自の特別奨学生などの奨学金制度とは一切関係ありませんのでご注意ください。

令和7年10月17日

＜令和8年度入学者対象＞

## 高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免）の申請について

人間環境大学

人間環境大学は、文部科学省が定める高等教育の修学支援新制度の対象機関です。高等学校等で給付型奨学生の申し込みを行い採用候補としての決定通知を受け取った者は、授業料等の減免措置が受けられます。

「採用候補としての決定通知」とは、日本学生支援機構（JASSO）から通知される「奨学生採用候補者決定通知」で、「2. 採用候補者となった奨学生の内容について」の「給付奨学生」に支援区分の記載がある者が対象者です（以下の〔見本〕を参照）。

奨学生採用候補者通知に記載されている支援区分により、授業料等の減免額が異なります。入学金は26万円を上限とし、授業料は70万円（年額）が上限です（令和7年度実績）。

〔見本〕令和7年度版

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。  
令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999
学年等	3年 10組
出席番号	A000001
氏名	学校用 見本 (か)ワコウヨウ ミホン 様

\* 99999901 #5999999

### 交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。  
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

#### 1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学生		貸与奨学生		入学時特別増額貸与奨学生
	希望する	併用貸与 第一種奨学生・第二種奨学生の審査を希望する	希望する	希望する	
<strong>選考結果</strong>					
候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 イ：第一種奨学生 ウ：第二種奨学生	候補者決定	候補者決定	候補者決定	
困難・在籍資格等	○	○	○	○	
家計に関する基準	○	○	○	○	
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	
マイナンバー(関係書類の提出)	○	○	○	○	
その他の書類の提出(見込)	○	○	○	○	

申込内容とは、第一種奨学生の「第一種奨学生の両方の特典を受けたることを表します」、「一」は申込時に希望していないため併用貸与でありますことを表します。

※ 2. (○)印は「併用貸与」、「×」印は「併用貸与」、「□」印は「併用貸与(必要書類の不備未解消や未提出等の理由による不可不可を含む)」、「—」は申込時に希望していないため併用貸与でありますことを表します。

※ 3. 「その他の必要書類の提出」は、「入学準備書類」とは、「入学準備書類」、「マイナンバーを提出できない場合の「課税(所得)認明書」等収入等に関する認明書又は認証書、在籍資格に関する認明書(「該当者の年」)等のことを指します。

※ 4. 給付奨学生の選考結果欄(「多子世帯」)の表示はあくまで「第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ区分の給付奨学生生徒扶助被給者又は給付奨学生不扶助被給者のいづれにおいても、会期7年間から扶助する多子世帯とその実現を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生扶助被給者のし起し」22ページ、又は「貸与奨学生扶助被給者のし起し」22ページを参照ください。

#### 2. 採用候補者となった奨学生の内容について

利用条件 (見込)	給付奨学生 (見込)		第一種奨学生 (無利子) (見込)	第二種奨学生 (有利子) (見込)	入学時特別増額 貸与奨学生 (有利子)
	支援区分：第Ⅰ区分◆	社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要	
申込時の 返済方式	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円	
返済期間	所得連動返済方式	定期返済方式	定期返済方式	定期返済方式	
利回りの算定方法	期間保証	人的保証	人的保証	人的保証	

注1：給付奨学生は、国・地方公共團体から一定の要件を満たしたことの確認を受けた学校(幼稚園等)に進学しなければ利用されません。さらに、利用条件に「(独立工場)」と記載がある人は、運営する法人の運営する施設の運営の分野として「国・地方公共團体から離職を受けた学科等に進学しなければ利用されません。」と記載されています。独立工場は「独立工場」、「独立工場区分」、運営する法人の運営する施設、運営する法人(自宅外通学)及び運営の実態(自宅通学・自宅外通学)により定められます。なお、支部区分は、家庭の状況により年齢10月に見直されます。

注2：貸与奨学生の選考区分に「◆」印がある人は扶助被給者の自立から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童美濃施設等から通学する場合の給付奨学生の月額120,000円に記載の( )内の金額になります。

注3：給付奨学生の選考区分の第Ⅳ区分の人たち、「多子世帯」と記載のある人は多子世帯として支給を受けることができます。また、「私立理工農業」と記載の場合は、扶助被給者と扶助被給者の配偶者と扶助を受けることができます。

注4：貸与奨学生に係る「申込時の選考内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に上り定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のご記入」参照)の申込から「進学届」の提出までの期間と扶助を受けることができます。

注5：第一種奨学生の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び進学料額(自宅通学・自宅外通学)に上り定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のご記入」参照)の申込から「進学届」の提出までの期間と扶助を受けることができます。

注6：貸与奨学生は「貸与奨学生扶助被給者のし起し」22ページに記載の申込から扶助を受けることができます。

注7：扶助被給者は「扶助被給制度」「人的保証制度」への加入が必要です。

※ 本通知に記載されている「給付奨学生採用候補者のご記入」又は「貸与奨学生採用候補者のご記入」を必ず読んでください。

※ 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期間内に手続きをしてください。

※ 海外大学等進学者は「貸与奨学生採用候補者のご記入」33ページに従って手続きを行ってください。

## 【授業料等の減免措置を受けるための手続】

「奨学生採用候補者決定通知」を受け取った合格者で入学手続を行う者（もしくは行った者）は、入試・広報部に連絡後、以下の書類を入試・広報部宛に送付してください。授業料等の返還時期は、申請時期により異なります。

### ① 申請書 (A様式1) (本学指定様式)

本学HPよりダウンロードし必要事項を記入してください。

### ② 入学金・授業料返還願 (本学指定様式3)

本学HPよりダウンロードし必要事項を記入してください。

入学金・授業料返還に該当する方は②も提出してください。

### ③ 日本学生支援機構から送付された奨学生採用候補者決定通知【提出用】の写し (原本は入学後、奨学金申請手続時に各キャンパスの学生支援課にご提出頂きます。)

＜送付先＞444-3505 愛知県岡崎市本宿町上三本松 6-2

人間環境大学入試・広報部

## 【注意事項】

授業料等減免の該当に関わらず、入学手続期限は厳守となります。入学の意思がある場合には必ず所定の入学手続を実施してください。入学手続とは、本学が定める入学手続締切日までに、入学金と①授業料\*、②教育充実費、③施設設備費（看護学部及び松山看護学部）の納入、入学手続書類の提出が必要です。

特別奨学生選抜試験、一般入試Ⅰ期、女子スカラシップ入試、大学入学共通テスト利用入試Ⅰ期の合格者は1次手続締切日までに入学金の納入が必要です（本学に入学後、支援区分に応じて返金します）。また、2次手続締切日までに、①授業料（支援区分により異なる\*）、②教育充実費、③施設設備費（看護学部及び松山看護学部）の納入が必要です。

\*既に授業料等減免の通知を受け取っており、入試・広報部に連絡後、必要書類（①申請書（A様式1）（本学指定様式）、②日本学生支援機構から送付された奨学生採用候補者決定通知【提出用】の写し）を送付した者が納入する授業料は、支援区分により異なります。

以上

## ＜入学手続に関するお問い合わせ＞

444-3505 愛知県岡崎市本宿町上三本松 6-2

人間環境大学 入試・広報部

TEL 0120-48-7812

## ＜修学支援新制度に関するお問い合わせ＞

444-3505 愛知県岡崎市本宿町上三本松 6-2

人間環境大学 学生支援部

TEL 0564-66-6120

# 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式 1

年 月 日

人間環境大学 学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがありますを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、人間環境大学が機構の保有する私の給付型奨学生に関する情報の送付を受けること、及び機構が人間環境大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日	生		
	現住所	〒 一 都道府県	市区町村		
	学部・学科			受験番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	希望する認定事由 いざれかの□に✓印を付ける	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯			
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月／ 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
機構の給付型奨学生に関する情報 (いざれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学生の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学生の申込の受付番号 (給付奨学生となつていれば奨学生番号)】					

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
- ② 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
- ※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
- ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

## 入学金・授業料返還願

令和 年 月 日

人間環境大学長 牧山 助友 殿

入試 方式		受験 番号		氏名		印
----------	--	----------	--	----	--	---

保護者署名 印

私は人間環境大学\_\_\_\_\_学部\_\_\_\_\_学科入学手続納入金を  
令和 年 月 日に納入完了いたしました。

この度、高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免）において日本学生支援機構（JASSO）より給付型奨学金対象の通知を受けました。

つきましては、支援区分に応じた入学金及び前期授業料の返還をお願い申しあげます。入学金の返還については、入学後の返還となることを承知しております。

なお、返還にあたりましては支援区分に応じた返還額を下記口座へお振込み願います。

## 【振込先】

銀行名	支店名	預金 種目	口座番号							名義	
銀行 信金 信組 農協	支店	普通	カナ							漢字	

通帳(写し)貼付欄…金融機関、店番、口座番号、口座名義人がわかる部分を貼付してください。

受付		